

# 鳥取市自主防災会小型可搬式ポンプ整備補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市自主防災会小型可搬式ポンプ整備補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本補助金は、自主防災会が実施する小型可搬式ポンプの整備を支援することにより地域防災力の充実・強化を図ることを目的として交付する。

## (補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取市自主防災会連合会へ「自主防災会結成届」を提出している自主防災会とする。

## (補助対象事業等)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、災害時に必要な小型可搬式ポンプを新規購入または更新する事業とする。ただし更新については設置してから概ね20年以上が経過していることを条件とする。

- 2 補助対象事業は、自主防災会単位で行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、既存の小型可搬式ポンプを合同で所有している場合に限り、2以上の自主防災会が合同して実施することができる。この場合において、本補助金の交付の申請その他本補助金に関する手続きについても当該補助対象事業に参加した自主防災会が合同で行うものとする。
- 4 当該補助金の交付を受け整備を実施した場合、市報・ホームページで整備報告と併せて自主防災会の取組を広報することについて自主防災会が了承していることを条件とする。
- 5 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、備品購入費その他市長が特に必要と認める経費とする。

## (補助金の算定等)

第5条 本補助金は、前条第4項に規定する補助対象経費の額に4分の3の補助率を乗じて得た額（千円未満は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、150万円を限度額とする。

- 2 本補助金は、同一の自主防災会につき1回に限り交付する。

## (交付申請)

第6条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行うものとする。

- 2 規則第4条に規定する申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

## (承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額
- (3) 補助対象事業を2以上の自主防災会が合同で実施する場合におけるその構成自主防災会の変更

## (着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号

に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する実績報告は、補助対象事業の完了の日から起算して1か月を超えない日までに行わなければならない。

2 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

鳥取市自主防災会小型可搬式ポンプ整備補助金 事業計画書・収支予算書

1 事業計画書

事業内容	購入物品等	
	保管場所	
	完了予定日	平成 年 月 日

2 収支予算書

①収入の部

費目	金額(円)	内訳
補助金		鳥取市自主防災会小型可搬式ポンプ整備補助金
その他 (自己資金等)		
合計		

②支出の部

費目	金額(円)	内訳
合計		

※見積書を添付してください。

鳥取市自主防災会小型可搬式ポンプ整備補助金 実施報告書・収支決算書

1 事業報告書

事業 内容	購入物品等	
	保管場所	
	完了日	平成 年 月 日

2 収支決算書

①収入の部

費目	金額(円)	内訳
補助金		鳥取市自主防災会小型可搬式ポンプ整備補助金
その他 (自己資金等)		
合計		

②支出の部

費目	金額(円)	内訳
合計		

※ 写真（複数枚）、経費内訳のわかる領収書（コピー可）等を添付してください。